

議案第4号

南風原町職員定数条例の一部を改正する条例

南風原町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

組織力を強化し、町民ニーズや社会情勢に柔軟に対応するため、部局別の職員定数を変更したいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員定数条例の一部を改正する条例

南風原町職員定数条例（昭和47年南風原村条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表町長の事務部局の職員の項定数の欄中「153人」を「174人」に改め、同表中「61人」を「71人」に改め、同表合計（併任）の項定数の欄中「219人」を「250人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。